



監 内 第 43 号

平成 30 年 11 月 9 日

伊東市長 小野 達也 様

伊東市監査委員 杉 山 雅 男

伊東市監査委員 鈴 木 克 政

公の施設の指定管理者監査の結果に関する報告について（提出）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき公の施設の指定管理者監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第 9 項の規定により次のとおり提出します。

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

（地方自治法第199条第7項において、監査委員は、必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体が同法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているもの（以下「指定管理者」という。）の、当該管理に係る出納その他の事務の執行について監査をすることができるとしている。）

第2 監査の対象

- 1 対象施設 八幡野コミュニティセンター
- 2 指定管理者 八幡野コミュニティセンター管理運営協議会
- 3 所管課 伊東市教育委員会教育部生涯学習課

第3 監査の範囲

平成29年度における公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行状況

第4 監査の期間

平成30年9月27日から平成30年11月8日まで

（書類監査は平成30年9月27・28日に、本監査は現地において平成30年10月11日に実施している。）

第5 監査の方法

指定管理に関する協定書、諸帳簿、証ひょう書類その他提出資料等関係書類について内容を照合する一方、伊東市教育委員会教育部生涯学習課及び八幡野コミュニティセンター管理運営協議会（以下「運営協議会」という。）の関係者と質疑を行い、監査の対象が適正に執行されているか否かについて確認を行った。

第6 監査の結果

1 指定管理者の概要

- (1) 名称 八幡野コミュニティセンター管理運営協議会
- (2) 事務所 伊東市八幡野 1189 番地の 172 八幡野コミュニティセンター内
- (3) 設立年月日 平成 4 年 11 月 16 日
- (4) 設立目的 伊東市コミュニティセンター条例（昭和 63 年伊東市条例第 2 号）に基づき、伊東市より受託する八幡野コミュニティセンターの円滑、適切なる管理運営とコミュニティ事業を積極的に推進し、地域住民相互の交流により連帯を深め、心のふれあう明るく豊かな活気あるまちづくりの実現を目的とする。

2 施設の概要

- (1) 施設名 八幡野コミュニティセンター
- (2) 所在地 伊東市八幡野 1189 番地の 172
- (3) 開設年月日 平成 5 年 1 月 22 日
- (4) 面積 敷地 1,795.03 m² 建物 1,383.18 m²
- (5) 構造 鉄筋コンクリート造 地上 3 階建て
大会議室、会議室、談話室、和室、児童室、調理室、図書室ほか

3 指定管理者との協定について

- (1) 平成 28 年 4 月 1 日「八幡野コミュニティセンターの管理に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）」を締結

ア 業務の範囲

基本協定書第 3 条で規定される業務の範囲は、次のとおりである。

- (ア) コミュニティセンターの管理運営に関すること。
- (イ) コミュニティ計画の策定及び推進に関すること。
- (ウ) コミュニティセンターの施設、附属設備及び物品の保管に関すること。
- (エ) その他、市が必要と認める事項

イ 指定期間

基本協定書第 9 条で規定される指定期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間である。

(2) 平成 29 年 4 月 1 日「八幡野コミュニティセンターの管理に関する年度協定書（以下「年度協定書」という。）」を締結

4 指定管理業務を処理するための費用（以下「管理費」という。）

市が、年度協定書第 3 条に基づき運営協議会へ支出した平成 29 年度の管理費は、次のとおりである。

平成29年度指定管理委託料

区 分	支 払 月	支払金額（円）
第 1 回	4 月	2,700,000
第 2 回	7 月	2,700,000
第 3 回	1 0 月	2,700,000
第 4 回	1 月	2,700,000
合 計		10,800,000

5 職員の配置及び勤務体系

事務局長 1 人、事務局長代行 1 人、事務経理 1 人、児童室 1 人、図書室 1 人が配置されている。勤務体系は、次のとおりである。（ただし、勤務時間、勤務日の変更等有り）

事務局長及び事務局長代行 16 時 30 分～21 時 30 分（週 3 日）

事務経理（児童室・図書室を補佐） 8 時 30 分～17 時 00 分（週 5 日）
（休憩時間を含む。）

児 童 室（事務・図書室を補佐） 8 時 30 分～15 時 00 分（週 5 日）
（休憩時間を含む。）

図 書 室（事務・児童室を補佐） 12 時 00 分～17 時 00 分（週 3 日）

6 収支の状況

管理運営に関する収支状況は、次のとおりである。

（収入の部）

（単位：円・％）

科 目	予 算 額	収入済額	収入率
1.八幡野区助成金	450,000	450,000	100.0
2.市委託料	10,800,000	10,800,000	100.0
3.寄附金	70,000	70,000	100.0
4.繰越金	1,787,305	1,787,305	100.0
5.雑収入	300,000	841,776	280.6
合 計	13,407,305	13,949,081	104.0

(支出の部)

(単位:円・%)

科 目	予 算 額	支出済額	執行率
1.会議費	70,000	3,934	5.6
2.総務費	10,425,000	10,154,530	97.4
①人件費	5,950,000	5,903,530	99.2
②旅費	15,000	0	0.0
③需用費	2,300,000	2,131,194	92.7
④役務費	260,000	241,333	92.8
⑤保守管理費	1,900,000	1,878,473	98.9
3.修繕料	1,300,000	1,669,950	128.5
4.備品費	200,000	254,715	127.4
5.活動費	980,000	616,049	62.9
①広報部費	90,000	40,389	44.9
②児童部費	90,000	81,402	90.4
③図書部費	200,000	114,411	57.2
④福祉部費	100,000	67,638	67.6
⑤生涯学習部費	200,000	48,554	24.3
⑥自主事業費	300,000	263,655	87.9
6.雑支出	200,000	36,189	18.1
7.予備費	232,305	0	0.0
合 計	13,407,305	12,735,367	95.0

7 施設の利用状況について

平成 29 年度の八幡野コミュニティセンターの利用状況は、開館日数 297 日、延べ利用回数 2,277 回、延べ利用者数 57,977 人である。

階	1階		2階			3階		合 計
	児童室	会議室	図書室	和室	調理室	大会議室	会議室	
利用回数(回)	112	625	(1)	428	123	591	397	2,276 (1)
利用者数(人)	14,181	6,465	7,216	8,235	1,342	16,471	4,067	57,977
利用率(%)	12.6	70.1	—	48.0	13.8	66.3	44.6	42.6

※利用回数は、午前・午後・夜間を各1回とした数である。

※利用率は、1日を3回とした年間総利用可能回数(1か所当たり891回)に対する率である。

※利用回数及び利用率には、個人での利用回数は含まない。

※利用回数及び利用率には、図書室での利用回数及び利用率に含まない。

過去 4 年間の利用者数は平成 25 年度 55,926 人、平成 26 年度 51,372 人、平成 27 年度 51,850 人、平成 28 年度 49,897 人である。

定期的に様々なコミュニティ団体が利用していたが、利用者数は減少傾向にあった。しかし、平成 29 年度は会議室の利用が増加したことにより、利用者数が増加した。

8 備品・施設の管理

(1) 備品の管理

八幡野コミュニティセンターで使用する市の備品は、基本協定書第8条第2項で規定されたとおり運営協議会に無償貸与されている。本監査に当たり、数点を抽出し、確認を行ったところ、備品保管簿に記載された場所と保管場所が変わっていたもの、備品シールのないものがあった。また、運営協議会と生涯学習課のそれぞれが保管している備品保管簿においても保管状況の相違などが見受けられた。備品は市の大切な財産であることを認識の上、備品保管簿との確実な突合を行い、相互での適切な管理に努められたい。

(2) 施設の修繕

平成29年度においては、変電室スチールドア修繕718,200円（消費税及び地方消費税含む。）の修繕を市が、2階和室床改修工事745,200円（消費税及び地方消費税含む。）外5件の修繕を運営協議会が実施している。建設から25年が経過し、各設備に様々な不具合が見られる。今後も施設の老朽化に伴い修繕箇所が増加が見込まれるため、運営協議会と生涯学習課が協力し、緊急性を考慮した適切な修繕を行い、利用者が安全で快適に利用できる施設の維持管理に努められたい。

9 講評

今回監査を実施した範囲における出納その他の事務については、次のとおり改善を要する事項が見受けられた。今後は、監査過程での指摘等も参考に、的確な判断に基づき事務事業が適正に執行されるよう望むものである。

(1) 伊東市教育部生涯学習課

伊東市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年伊東市条例第34号）に基づき、運営協議会を、八幡野コミュニティセンターの指定管理者として指定している。指定管理事務についてはおおむね適正に処理されているが、月ごとの実施結果報告書等の報告内容の確認不足が見受けられる。業務の履行確認は確実にを行うとともに、事務処理等についても適宜指導することで円滑な業務遂行が図られるよう、助言や指導を行われたい。

また、施設の老朽化が進み、順次修繕対応をしているが、根本的な改修まで至っていない状況が見受けられる。当該施設は多くの利用者があり、災害時には地域の拠点施設としての役割も担っている。限られた予算の中で精査しながらの対応は厳しいものと推

察するが、緊急性、必要性そして利用者の安全確保の観点からも、運営協議会と調整を図りながら、適切な維持管理を行うべく財源について財政担当課と協議されたい。

(2) 八幡野コミュニティセンター管理運営協議会

ア 指定管理者制度により、八幡野コミュニティセンターの管理運営業務を市から受託し、コミュニティセンターの管理運営、コミュニティ計画の策定及び推進、施設、附属設備及び物品の保管等の業務を行っている。施設の利用者が多い状況で、限られた職員での対応は非常に大変であると推察するが、公の施設の管理運営ということ念頭に置き、今後も財産管理や出納事務等、確実な処理を進められたい。

イ 消防訓練実施要項に基づき、避難誘導訓練の実施や、八幡野区の防災訓練に参加するなど、火災発生時の対策に備えられている。昨今の異常気象や危機管理の面から、地震や台風における対策についても災害時対応マニュアルを作成し、平時から訓練を実施するなどの対応を図り、利用者の安全確保や職員の危機管理意識の向上に努められたい。

以 上

(注) 表中の比率は、少数点以下第 2 位を四捨五入している。